

母子保健法施行細則（昭和42年規則第38号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○母子保健法施行細則</p> <p style="text-align: right;">昭和42年4月19日 規則第38号</p> <p>母子保健法施行細則 (第1条から第10条まで省略)</p> <p>第3章 新生児の訪問指導 (新生児訪問指導)</p> <p>第11条 市長は、法第11条第1項の規定により医師、保健師、助産師又はその他の職員（以下この章において「医師等」という。）をして新生児を訪問指導させようとするときは、<u>新生児訪問指導票（第9号様式）</u>を、当該医師等に交付するものとする。</p> <p>2 医師等が前項の規定による<u>新生児訪問指導票</u>の交付を受けたときは、それに基づき新生児の訪問指導を行なうものとする。</p> <p>3 医師等は、新生児の訪問指導を行ったときは、その結果を<u>新生児訪問指導票</u>に記載し、市長に提出するものとする。</p> <p style="text-align: right;">(第12条から第37条まで省略) (母子健康手帳の追加交付)</p> <p>第38条 前条の規定により母子健康手帳の交付を受けた者が、同時に2人以上の子を<u>出産</u>したときは、<u>その者は同時に2人以上の子を出産し</u></p>	<p>○母子保健法施行細則</p> <p style="text-align: right;">昭和42年4月19日 規則第38号</p> <p>母子保健法施行細則 (第1条から第10条まで省略)</p> <p>第3章 新生児の訪問指導 (新生児訪問指導)</p> <p>第11条 市長は、法第11条第1項の規定により医師、保健師、助産師又はその他の職員（以下この章において「医師等」という。）をして新生児を訪問指導させようとするときは、<u>新生児の訪問指導に係る指導票</u>を、当該医師等に交付するものとする。</p> <p>2 医師等が前項の規定による<u>指導票</u>の交付を受けたときは、それに基づき新生児の訪問指導を行なうものとする。</p> <p>3 医師等は、新生児の訪問指導を行ったときは、その結果を<u>第1項の規定による指導票</u>に記載し、市長に提出するものとする。</p> <p style="text-align: right;">(第12条から第37条まで省略) (母子健康手帳の追加交付)</p> <p>第38条 前条の規定により母子健康手帳の交付を受けた者が、<u>後日</u>、同時に2人以上の子を<u>妊娠したことが判明</u>したときは、<u>その旨を</u>市長に</p>

た場合の届出書（第28号様式）により市長に届け出なければならぬ。
い。

- 2 市長は、前項の届出書を受理した場合は、その届出者に対し、その子の数に応じて母子健康手帳を追加して交付するものとする。
(第39条及び第40条省略)

第7章 妊産婦の訪問指導
(妊娠婦訪問指導票)

第41条 市長は、法第17条第1項の規定により医師、保健師、助産師又はその他の職員（以下この章において「医師等」という。）をして妊娠婦の訪問指導をさせようとするときは、妊娠婦訪問指導票（第31号様式）を当該医師等に交付するものとする。

2 医師等は、前項の規定により妊娠婦訪問指導票の交付を受けたときは、それに基づき当該妊娠婦の訪問指導を行ない、その結果を妊娠婦訪問指導票に記録し、整理しなければならない。

3 医師等は、妊娠婦の訪問指導の結果についてその月分を翌月の5日までに妊娠婦訪問指導結果報告書（第32号様式）により市長に報告しなければならない。

(第42条から第46条まで省略)

第9章 低体重児の届出及び未熟児訪問指導等
(低体重児の届出)

第47条 法第18条の規定による届出は、低体重児出生届（第40号様式）を市長に提出して行うものとする。

申し出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、申出者に対し、その子の数に応じて母子健康手帳を追加して交付するものとする。
(第39条及び第40条省略)

第7章 妊産婦の訪問指導
(妊娠婦訪問指導)

第41条 市長は、法第17条第1項の規定により医師、保健師、助産師又はその他の職員（以下この章において「医師等」という。）をして妊娠婦の訪問指導を行わせるものとする。

2 前項の規定により妊娠婦の訪問指導を行った医師等は、その結果を記録し、及び整理するとともに、その結果を速やかに報告しなければならない。

(削除)

(第42条から第46条まで省略)

第9章 低体重児の届出及び未熟児訪問指導等
(低体重児の届出)

第47条 法第18条の規定による届出は、低体重児の出生に係る届出書を市長に提出して行うものとする。

<p>(未熟児の訪問指導)</p> <p>第48条 第11条及び第12条の規定は、法第19条第1項の規定による未熟児の訪問指導について準用する。この場合において、第11条第1項中「<u>新生児訪問指導票（第9号様式）</u>」とあるのは「<u>未熟児訪問指導票（第41号様式）</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(第49条から第52条まで省略)</p> <p>第10章 未熟児養育医療</p> <p>(未熟児養育医療の給付申請)</p> <p>第53条 法第20条第1項の規定により当該未熟児の保護者（以下「保護者」という。）が養育医療の給付を申請するときは、<u>養育医療給付（新規・継続）申請書（第45号様式）</u>に第59条第1項の規定により指定を受けた指定養育医療機関が発行する<u>養育医療意見書（第46号様式）</u>及び市長が別に定める書類を添付し、市長に申請しなければならない。</p> <p>(養育医療の給付の決定等)</p> <p><u>第54条 市長は、前条の申請により給付を行うことを決定したときは横浜市養育医療券（第46号様式の2）を、給付を行わないことを決定したときは養育医療給付却下決定通知書（第47号様式）を、福祉保健センター長を経由して当該申請者に交付するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の養育医療券の交付については、養育医療券交付整理簿（第48号様式）により整理しておくものとする。</u></p> <p>(<u>養育医療券の再交付</u>)</p>	<p>(未熟児の訪問指導)</p> <p>第48条 第11条及び第12条の規定は、法第19条第1項の規定による未熟児の訪問指導について準用する。この場合において、第11条第1項中「<u>新生児の訪問指導に係る指導票</u>」とあるのは「<u>未熟児の訪問に係る指導票</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(第49条から第52条まで省略)</p> <p>第10章 未熟児養育医療</p> <p>(未熟児養育医療の給付申請)</p> <p>第53条 法第20条第1項の規定により当該未熟児の保護者（以下「保護者」という。）が養育医療の給付を申請するときは、<u>養育医療の給付に係る申請書</u>に第59条第1項の規定により指定を受けた指定養育医療機関が発行する<u>養育医療に係る意見書</u>及び市長が別に定める書類を添付し、市長に申請しなければならない。</p> <p>(養育医療の給付の決定等)</p> <p><u>第54条 市長は、前条の申請により給付の可否を決定したときは、その旨を記載した書面を、当該申請者に交付するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定により給付を行うことを記載した書面を交付したときは、整理簿により整理しておくものとする。</u></p> <p>(<u>書面の再交付</u>)</p>
--	--

第55条 養育医療券を紛失し、またはき損したときは、養育医療券再交付申請書（第49号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前条の規定は、前項の申請のあった場合について準用する。

(養育医療券の継続申請)

第56条 第54条（前条第2項において準用する場合を含む。）に規定する養育医療券の交付を受けた保護者が養育医療の継続を必要とするときは、当該養育医療券の有効期間経過前に第53条の申請書により、市長に申請しなければならない。

2 第53条の規定は、前項の申請のあった場合について準用する。

(養育医療に要する費用の支給申請等)

第57条 法第20条第1項の規定により、保護者が養育医療の給付に替えて看護及び移送に要する費用の支給を受けようとするときは、看護・移送費支給申請書（第51号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の支給を行なうことを決定したときは看護・移送費支給決定通知書（第52号様式）により、支給を行なわないと決定したときは看護・移送費支給却下通知書（第53号様式）により、それぞれ保護者に通知するものとする。

3 市長は、前項の看護・移送費の決定通知書の交付については、看護・移送費支給決定整理簿（第54号様式）により整理しておくものとする。

(指定養育医療機関の指定申請)

第55条 前条第1項の規定により交付された給付を行うことを記載した画面を紛失し、またはき損したときは、当該画面の再交付に係る申請書により市長に申請しなければならない。

2 前条の規定は、前項の申請のあった場合について準用する。

(養育医療の継続申請)

第56条 第54条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により給付を行うことを記載した画面の交付を受けた保護者が養育医療の継続を必要とするときは、当該画面の有効期間経過前に第53条の申請書により、市長に申請しなければならない。

2 第53条の規定は、前項の申請のあった場合について準用する。

(養育医療に要する費用の支給申請等)

第57条 法第20条第1項の規定により、保護者が養育医療の給付に替えて看護及び移送に要する費用の支給を受けようとするときは、看護及び移送費の支給に係る申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の支給の可否を決定したときは、その旨を記載した通知書により、それぞれ保護者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により支給を行うことを記載した通知書を交付したときは、整理簿により整理しておくものとする。

(指定養育医療機関の指定申請)

第58条 法第20条第5項の規定により、指定を受けようとする病院もし
くは診療所または薬局の開設者は、養育医療機関（病院・診療所）指
定申請書（第55号様式）または養育医療機関（薬局）指定申請書（第
56号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 福祉保健センター長は、第2条の規定により、前項の申請書が福祉
保健センター長を経由するに際して当該申請書に養育医療機関（病
院・診療所）調査票（第57号様式）又は養育医療機関（薬局）調査
票（第58号様式）を添付するものとする。

(指定養育医療機関の指定)

第59条 市長は、前条第1項の申請の内容が次の各号に掲げる指定基準
に適合していると認めたときは、指定養育医療機関指定書（第59号様
式）を当該申請者に交付するものとする。

- (1) 産科または小児科を標ぼうしていること。
- (2) 養育医療を十分に行なえる設備を有していること。
- (3) 養育医療に習熟した医師及び看護師を適當数有すること。

2 省令第12条に規定する届出は、指定養育医療機関異動届出書（第60
号様式）を市長に提出して行なうものとする。

(指定養育医療機関の辞退、取消し)

第60条 前条第1項の規定により指定を受けた指定養育医療機関の開設
者が法第20条第7項の準用する児童福祉法（昭和22年法律第164号）
第20条第7項の規定により指定を辞退しようとするときは、指定養育
医療機関辞退届（第61号様式）により、あらかじめ市長に申し出なけ
ればならない。

第58条 法第20条第5項の規定により、指定を受けようとする病院若し
くは診療所又は薬局の開設者は、養育医療機関の指定に係る申請書に
より、市長に申請しなければならない。

2 福祉保健センター長は、第2条の規定により、前項の申請書が福祉
保健センター長を経由するに際して当該申請書に養育医療機関に係る
調査票を添付するものとする。

(指定養育医療機関の指定)

第59条 市長は、前条第1項の申請の内容が次の各号に掲げる指定基準
に適合していると認めたときは、指定養育医療機関に係る指定書を当
該申請者に交付するものとする。

- (1) 産科または小児科を標ぼうしていること。
- (2) 養育医療を十分に行なえる設備を有していること。
- (3) 養育医療に習熟した医師及び看護師を適當数有すること。

2 省令第12条に規定する届出は、指定養育医療機関の異動に係る届出
書を市長に提出して行なうものとする。

(指定養育医療機関の辞退、取消し)

第60条 前条第1項の規定により指定を受けた指定養育医療機関の開設
者が法第20条第7項の準用する児童福祉法（昭和22年法律第164号）
第20条第7項の規定により指定を辞退しようとするときは、指定養育
医療機関の辞退に係る届出書により、あらかじめ市長に申し出なけれ
ばならない。

2 市長は、法第20条第7項の準用する児童福祉法第20条第8項の規定により、前条に規定する指定養育医療機関の指定を取り消すときは、指定養育医療機関取消通知書（第62号様式）により、当該指定養育医療機関の開設者に通知するものとする。

（第61条及び第62条省略）

（整理簿の作成）

第63条 福祉保健センター長は、次の各号に掲げる整理簿を作成し、常に整理しておかなければならない。

- (1) 新生児訪問指導票交付整理簿（第64号様式）
- (2) 及び(3) 削除
- (4) 母子健康手帳交付整理簿（第67号様式）
- (5) 妊産婦訪問指導票交付整理簿（第68号様式）
- (6) 低体重児届出整理簿（第69号様式）

第64条 削除

（委任）

第65条 この規則の施行について必要な事項は、こども青少年局長及び健康福祉局長が定める。

（様式）

第66条 この規則に規定する様式は、別記のとおりとする。

2 市長は、法第20条第7項の準用する児童福祉法第20条第8項の規定により、前条に規定する指定養育医療機関の指定を取り消すときは、指定養育医療機関の取消に係る通知書により、当該指定養育医療機関の開設者に通知するものとする。

（第61条及び第62条省略）

第63条 削除

第64条 削除

（委任）

第65条 この規則の施行について必要な事項は、こども青少年局長及び健康福祉局長が定める。

（様式）

第66条 この規則の規定による書類等の様式は、別に定めるものほか、別記のとおりとする。

附 則

（施行期日）

(別表省略)

別記

第1号様式から第8号様式まで 削除

第9号様式（第11条第1項）

第10号様式から第26号様式まで 削除

第27号様式（第36条）

第28号様式（第38条第1項）

第29号様式（第39条第1項）

第30号様式（第40条）

第31号様式（第41条第1項）

第32号様式（第41条第3項）

第33号様式から第39号様式まで 削除

第40号様式（第47条）

第41号様式（第48条）

第42号様式から第44号様式まで 削除

第45号様式（第53条）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の母子保健法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上、使用することができる。

(別表省略)

別記

第1号様式から第26号様式まで 削除

(削除)

(削除)

第27号様式（第36条）

第28号様式 削除

第29号様式（第39条第1項）

第30号様式（第40条）

第31号様式から第69号様式まで 削除

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

<u>第46号様式（第53条）</u>	(削除)
<u>第46号様式の2（第54条）</u>	(削除)
<u>第47号様式（第54条第1項）</u>	(削除)
<u>第48号様式（第54条第2項）</u>	(削除)
<u>第49号様式（第55条第1項）</u>	(削除)
<u>第50号様式 削除</u>	(削除)
<u>第51号様式（第57条第1項）</u>	(削除)
<u>第52号様式（第57条第2項）</u>	(削除)
<u>第53号様式（第57条第2項）</u>	(削除)
<u>第54号様式（第57条第3項）</u>	(削除)
<u>第55号様式（第58条第1項）</u>	(削除)
<u>第56号様式（第58条第1項）</u>	(削除)
<u>第57号様式（第58条第2項）</u>	(削除)
<u>第58号様式（第58条第2項）</u>	(削除)
<u>第59号様式（第59条第1項）</u>	(削除)
<u>第60号様式（第59条第2項）</u>	(削除)
<u>第61号様式（第60条第1項）</u>	(削除)
<u>第62号様式（第60条第2項）</u>	(削除)
<u>第63号様式 削除</u>	(削除)
<u>第64号様式（第63条）</u>	(削除)
<u>第65号様式及び第66号様式 削除</u>	(削除)

第67号様式（第63条）

第68号様式（第63条）

第69号様式（第63条）

(削除)

(削除)

(削除)